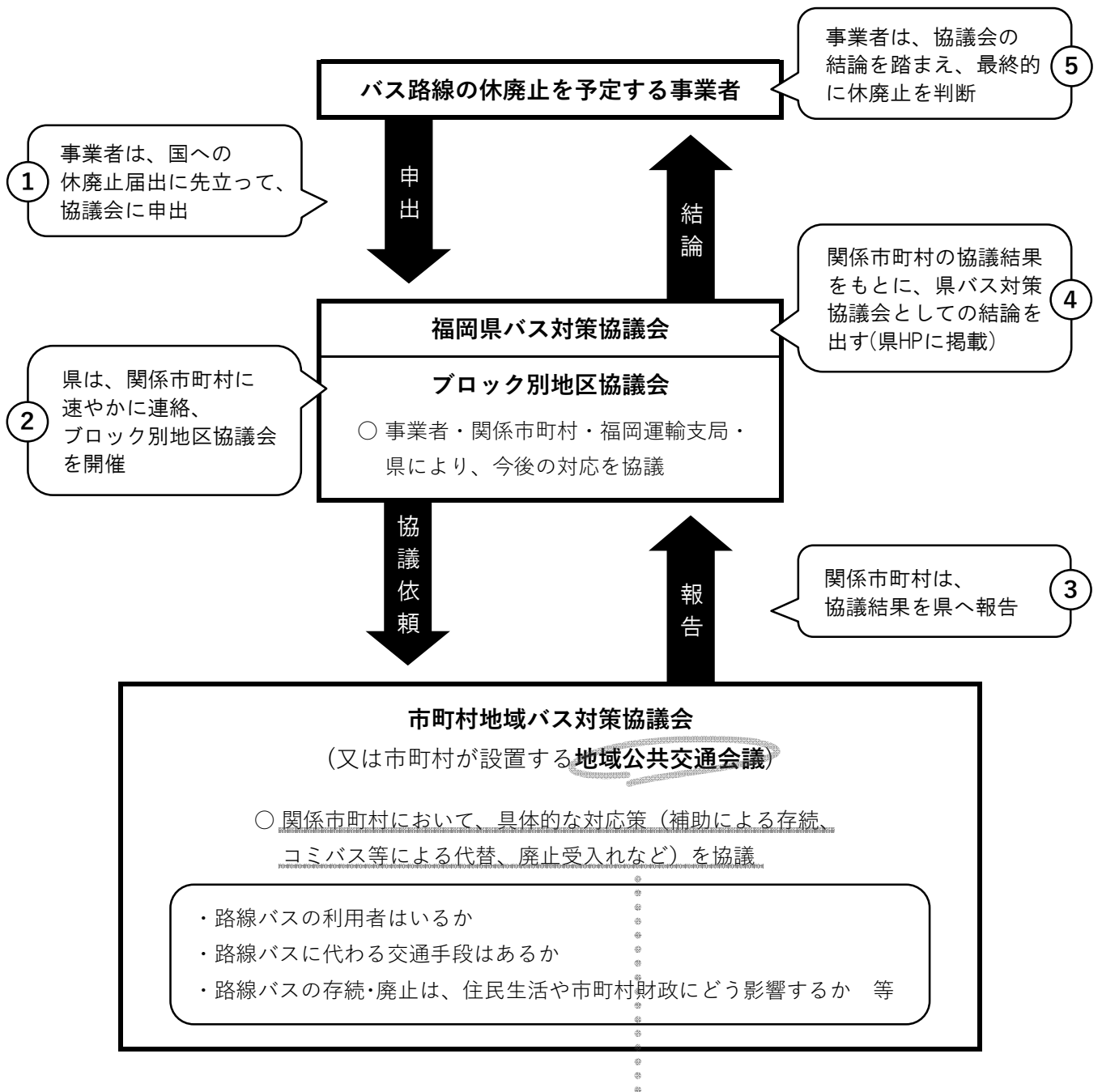


バス路線の休廃止に係る各協議会の役割



※ 今回の中間市地域公共交通会議での協議は、この部分に当たります。

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会からの協議依頼書

公印省略

6 交通第 1 8 9 7 号

令和 6 年 1 0 月 4 日

中間市建設産業部都市計画課長 殿

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会会長
(福岡県企画・地域振興部交通政策課長)

乗合バス路線の廃止について (通知)

このことについて、バス事業者から別添写しのとおり廃止について申し出がありましたので、福岡県バス対策協議会運営要領第 2 条第 3 項の規定に基づき通知します。

貴市におかれましては、福岡県バス対策協議会運営要領第 6 条の規定に基づき、地域バス対策協議会において、対応策の御検討をお願いします。

なお、ブロック別地区協議会の開催については、別途御連絡いたします。

(本通知に関するお問い合わせ先)
福岡県企画・地域振興部交通政策課
旅客自動車係 深野
TEL : 092-643-3166
FAX : 092-643-3227
E-mail : ryokaku-j@pref.fukuoka.lg.jp

北九州市交通事業管理者からの申出書

北九交交総第446号

令和6年9月27日

福岡県バス対策協議会会長 様

北九州市交通事業管理者

交通局長 白石 基

一般乗合旅客自動車運送事業路線廃止の申出

このたび、当局一般乗合旅客自動車運送事業路線「水巻南部循環線」の廃止を行いたく、福岡県バス対策協議会運営要領第2条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

- 1 氏名又は名称及び住所
北九州市
北九州市小倉北区城内1番1号
- 2 廃止しようとする路線
別紙のとおり
- 3 廃止予定日
令和7年4月1日
- 4 廃止を必要とする理由
平成21年4月から当局と水巻町は協力して当局が当該路線を運行してきた。
このたび、水巻町地域公共交通会議の検討結果を受け、運行主体が当局から水巻町（コミュニティバスを運行予定）に変更となった。
ついては、当局の当該路線を廃止する。
- 5 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第2項に規定する情報提供関係
別紙のとおり

（添付資料）

- （1）一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更事前届出書（路線及び停留所の一部廃止）案 別紙のとおり